

製品の原産性を関税分類変更基準により判断する場合、材料については**最大6桁**までのHS番号で足够了！

※9桁の統計品目番号を特定する必要はありません。

HS番号って何?という方はこちらを見るワン

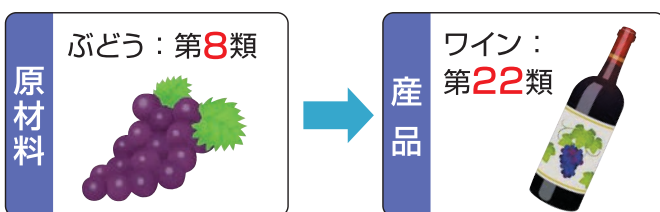
【1201 関税分類の概要(カスタムスアンサー)】

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm



「関税分類変更基準」とは？

製品のHS番号と、使用された全ての非原産材料のHS番号が異なる場合、その製品を原産品と認めるといふものです。



【参考】関税分類変更基準の種類

- CC : 類(2桁)の変更
- CTH : 項(4桁)の変更
- CTSH : 号(6桁)の変更

関税分類変更基準の場合、材料のHS番号は**最大6桁**までを確認することで足够了。規則によっては、以下のとおり2桁・4桁までの確認で足够了場合もあります。

関税分類変更基準による原産性判断のイメージ

品目別 原産地規則	例	必要な材料のHS
CC	<p>革: 第41類</p> <p>靴: 第64類</p>	材料のHS番号 2桁(類) の情報が必要。
CTH	<p>塗料: 第32類</p> <p>ウツドパネル: 第44.21項</p> <p>木材: 第44.07項</p>	産品と類が異なる場合(塗料) ⇒材料のHS番号 2桁(類) の情報で足够了。 産品と類が同じ場合(木材) ⇒材料のHS番号 4桁(項) の情報が必要。
CTSH	<p>玉ねぎ: 第7類</p> <p>ドレッシング: 第2103.90号</p> <p>醤油: 第2103.10号</p>	産品と類(又は項)が異なる場合(玉ねぎ) ⇒材料のHS番号 2桁(類) (又は 4桁(項)) の情報で足够了。 産品と項が同じ場合(醤油) ⇒材料のHS番号 6桁(号) の情報が必要。